

平成 21 年 12 月 10 日

ジョイントグループの形成について

法による「再商品化」とは、市町村から引き取った分別基準適合物を、製品又は製品の原材料として有償または無償で譲渡する状態にすることです。

紙製容器包装の「再商品化」とは、法に基づく平成 11 年度 4 省告示第 1 号で示されているように、以下の 3 つの再生処理工程の組み合わせパターンにより行われますので、入札に参加する際、それらを満たすように登録再生処理事業者と運搬事業者のジョイントグループを形成する必要があります。

- 1) 製紙原料等として利用可能なものについて選別を行い製紙原料等を得るとともに、製紙原料等としての利用が困難なものについては固形燃料等の燃料を得ること
- 2) 古紙再生ボード、溶鋼用鎮静剤、古紙破碎解繊物等として利用可能なものを選別した後加工等を行い、古紙再生ボード、溶鋼用鎮静剤、古紙破碎解繊物等の製品を得、これら材料リサイクルによる利用が困難なものについては固形燃料等の燃料を得ること
- 3) 製紙原料等として利用可能なものについて選別を行い製紙原料等を得、また、古紙再生ボード、溶鋼用鎮静剤、古紙破碎解繊物等として利用可能なものを選別した後加工等を行い、古紙再生ボード、溶鋼用鎮静剤、古紙破碎解繊物等の製品を得、製紙原料等および材料リサイクルによる利用が困難なものについては固形燃料等の燃料を得ること

(注) 上記 3) の選別・材料リサイクル・固形燃料化のジョイントにおいては、製紙原料等として利用可能なものを先ず選別することが必須になります。また、選別された製紙原料等として利用可能なものを材料リサイクルにすることは不可です。製紙原料等として利用可能なものを材料リサイクルに利用する場合は、上記 2) の材料リサイクル・固形燃料化のジョイントになります。

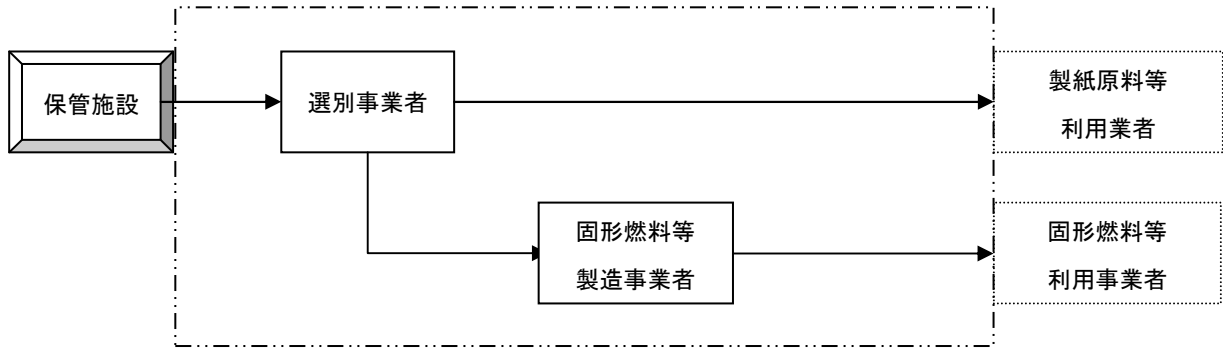
※ 固形燃料等製造事業者とジョイントを組む必要のないケースについて

紙箱のみを収集するなど、製紙原料化可能と思われる紙製容器包装を中心に分別収集を行う市町村、およびこれまでの紙製容器包装の再商品化実績から、選別による製紙原料化比率が高く、かつ製紙原料に回らない量が僅少と見込まれる市町村については、選別事業者と運搬事業者のみによるジョイント（運搬を自ら行う場合は選別事業者単独）入札を認めます。

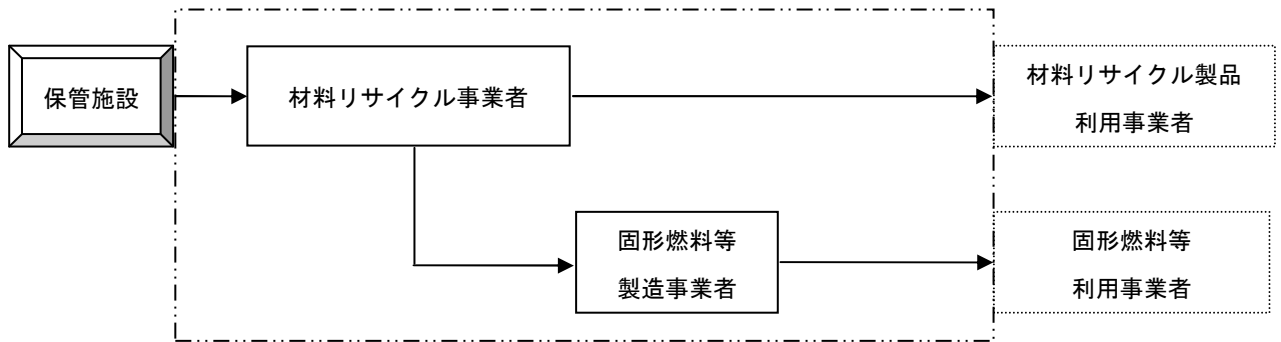
これらの対象となる市町村については、「平成 22 年度紙製容器包装入札条件リスト」を参照してください。

[例]

1) 製紙原料及び固形燃料化



2) 材料リサイクルおよび固形燃料化



3) 製紙原料等並びに材料リサイクル、及び固形燃料化

